

条件付き一般競争入札を実施するに当たり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記により公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 業 務 名 火の山山麓キャンプ場開業支援業務
- 2 実施場所 下関市みもすそ川町（火の山山麓）ほか
- 3 業務内容 仕様書（別紙 1）のとおり
- 4 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 入札条件
 - （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - （2）この公告の日から本業務の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - （3）入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。
 - （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（民事再生法に基づく再生計画の認定決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- 6 入札参加申込手続

以下の書類を提出期限までに提出すること。

 - （1）提出書類

- ・入札参加資格確認申請書（別紙５）
- ・契約実績一覧（別紙６）（実績がない場合は不要）
- ・団体概要（様式自由）

※下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録のない団体については、以下の物も提出すること。

- ・市税の滞納がないことを証する書類
- ・代表者及び主要構成員を記載した書類（様式自由）
- ・直近１年分の収支計算書（様式自由）

（２）提出先 〒 7 5 0 － 8 5 2 1 下関市南部町１番１号
下関市観光スポーツ文化局観光施設課

（３）提出方法 郵送または持参

（４）提出期限 令和７年７月１４日（月）午後５時まで 必着

（５）入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書（別紙７）」により通知する。入札参加資格がないと通知された者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）の午後５時までに書面を下関市観光スポーツ文化局観光施設課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

７ 本業務に関する質問

（１）本業務に関する質問は、下関市観光スポーツ文化局観光施設課にファクシミリによること。

下関市観光スポーツ文化局観光施設課

FAX 番号 0 8 3 － 2 3 1 － 1 8 4 7

（２）質問の期限は、令和７年７月１１日（金）午後１時までとする。

（３）質問の回答は、速やかに質問提出者のみに行う。

８ 契約条項を示す場所及び日時

（１）場所

下関市観光スポーツ文化局観光施設課

（下関市南部町１番１号 下関市役所本庁舎西棟１階）

（２）日時

公告日から令和７年７月１４日（月）までの午前９時から午後５時まで

※ただし、閉庁日は除く。

9 入札方法

- (1) 持参によること。郵便による入札は認めない。
- (2) 入札において使用する入札書は、別添様式（別紙8）を使用すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (3) 代理人による入札者については、委任状（別紙9）を提出すること。

10 入札日時等

- (1) 入札日時 令和7年7月18日（金）午後2時00分
- (2) 入札場所 〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市役所本庁舎西棟1階101相談室

11 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (3) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することがで

きないもの。

ウ 金額を訂正した入札書によるもの。

エ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。

オ 委任状を持参しない代理人のしたもの。

カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。

(4) 本入札に関する書類の作成に当たっては、「消せるボールペン」を使用してはならない。使用した書類については、一切無効とする。

(5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(6) 入札参加資格確認申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等を返還しない。

(7) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

(8) 本契約において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

以上